

2015年度 紛争・訴訟3委員会 成果報告

『知識産権法院に関する調査』



2016年3月10日
中国IPG 紛争・訴訟3委員会
渡邊極(新日鐵住金)

0. 委員会メンバー

氏名	企業名@北京	氏名	企業名@上海
岳寧	旭硝子(中国)投資有限公司	分部悠介	IP FORWARD法律特許事務所
高岳	爱普生(中国)有限公司	周婷	IP FORWARD法律特許事務所
渡邊極※	新日鐵住金諮詢(北京)有限公司	唐思維	旭硝子(中国)投資有限公司
西田達也	ソニー(中国)有限公司	高野博成	映橋知識産権諮詢(上海)有限公司
何珊妹	ハナニックチャイナソリューションズ`社	李瀟冰	シャープ(中国)投資有限公司
高慧婷	兄弟(中国)商業有限公司	陳莉莉	東麗先端材料研究(中国)有限公司
石磊	馬自達(中国)企業管理有限公司	野村高志	西村あさひ法律事務所 上海事務所
小野寺良文	森・濱田松本法律事務所		
賈玉	理光(中国)投資有限公司		
		事務局	
		北京	赤澤陽平、楊蕊
		上海	任仕仟
		広州	謝曉儀、黎偉君

(敬称略、14社16名、※委員会取り纏め役)

1. 現状認識と課題

現状認識

- 知的財産関連紛争事件の専門法院として、北京、上海および広州に知識産権法院が新設された（2014年11月～12月）
- 今後、日系企業が関与する中国における知的財産権関連民事及び行政訴訟の相当割合が知識産権法院で審理されることになると予想される

課題

- 設立間もないこともあり、知識産権法院における審理の実務（書面及び証拠等の提出時期、口頭弁論の開催時期及び回数、審理期間等）については依然として不明確
- 会員企業各社の権利が裁判手続において十分に保障されるようにするには、知識産権法院における審理実務についての調査・研究が必要
- 「法官助理」や「技術調査官」といった組織上の新たな試みが行われることも明らかになってきており、今後も新たな制度の創設や改正が発表されると考えられ、これらについても不断の情報収集が必要
- 各知識産権法院は、法院毎に異なった特徴を有する可能性があり、各法院毎に調査・研究が必要

2. 調査目的

調査目的

- 知識産権法院における**審理の実務**の把握
書面・証拠等の提出時期、口頭弁論の開催時期・回数、審理期間等
従来の実務との差異の確認
- **組織上の新たな試み**や**新たな制度の創設**についての情報収集
「法官助理」や「技術調査官」等の実態調査
新たに創設された制度についての情報収集
- **法院毎の特徴**の把握
上記事項について法院間の差異の確認

3. 調査研究方法

調査研究 方法

I. 公開情報の収集

- ネット等で流れる知識産権法院に関する最新情報のモニタリング
- 委員会メンバーがクライアントとしてつきあいのある法律事務所・特許事務所からの情報収集
- 講演会参加

15年度第1回中国IPG全体会合/JETRO知財セミナーにおける
北京知識産権法院審判第二庭張曉津庭長の講演会の講演依頼書作成

II. 知識産権法院訪問による意見交換

- **北京知識産権法院訪問**（16年2月18日）
審判監督庭張曉霞庭長他と意見交換
- **上海知識産権法院訪問**（16年1月28日）
知識産権審判第一庭法官他と意見交換
- 広州知識産権法院については訪問実現できず



III. 外部専門家調査報告

- 外部専門家（特許事務所弁護士）に
知識産権法院の最新状況の調査と報告を依頼



(出典) <http://ww4.sinaimg.cn/mw690/0062ZubFgw1f0ne18r28fj30m80dw77j.jpg>

4. 研究に基づく成果（北京知識産権法院）

設立	2014年11月6日（案件受理開始：2014年11月6日）
組織	立案庭、審判第一庭、審判第二庭、審判第三庭（法院設立後追加）、審判監督庭、技術調査室（15年10月22日設立）、総合弁公室、法警支隊
法官	設立当初25名（院長1名、副院長2名、庭長4名含む） ⇒15年9月29日20名増員し <u>45名</u> （院長1名、副院長2名、庭長5名含む）
法官助理	当初 <u>39名</u> （現状不明）
技術調査官	定員5名だが雇用式・交流式・兼職式形態により外数で要員確保（現在、交流式・兼職式の <u>37名</u> 起用） 他、技術専門家制度あり（現在27名、但し活用実績なし）
新受・既済状況 <small>（設立～15年11月6日）</small>	新受： <u>7918件</u> （ <u>一審6699件</u> 、二審1204件、再審15件） 既済：3250件（一審2275件、二審975件／民事1200件、 <u>行政2050件</u> ） 内、専利・商標の授権・権利確認行政事件（ <u>新受5873件</u> 、既済2050件）
特徴・トピックス	<ul style="list-style-type: none">➤ <u>専属管轄の専利・商標の授権・権利確認行政事件の割合が高い</u>➤ 渉外案件比率高い（14年12月21日～15年12月16日新受案件で33%）➤ <u>最高人民法院知識産権案例指導研究（北京）基地設立</u> ⇒判決文への判例引用や判例に基づく当事者主張を推奨

4. 研究に基づく成果(上海知識産権法院)

設立	2014年12月28日 (案件受理開始: 2015年1月1日)
組織	知識産権審判第一庭 (専利、著作権、独占禁止)、 知識産権審判第二庭 (上記以外)、技術調査室 (16年3月16日設立) (立案庭、総合弁公室、法警支隊は上海市第三中級人民法院と共用)
法官	<u>14名</u> (院長1名、副院長1名及び庭長2名含む)
法官助理	<u>20名</u>
技術調査官	<u>11名</u> (交流式: 2名、兼職式: 9名) 「四位一体の技術事実調査認定体系」確立 (技術鑑定、技術調査、技術諮詢、専門家陪審)
新受・既済状況 (設立~15年 12月20日)	新受: <u>1586件</u> (専利429件、商標111件、 <u>著作権894件</u> 、不正当競争32件) 既済: 996件
特徴・ ピックアップ	<ul style="list-style-type: none">➤ 3法院中、件数最少➤ 権利種別では著作権関連事件の比率が高い➤ <u>調解取下率高い (50%弱)</u>➤ 「<u>2+1模式</u>」による<u>実質的三審合一の実践</u> 民事・行政事件管轄の知識産権法院(2) + 刑事事件管轄の第三中院(1) 第三中院の知財刑事事件の合議体に知識産権法院の法官が1名参加

4. 研究に基づく成果（広州知識産権法院）

設立	2014年12月16日（案件受理開始：2014年12月21日）
組織	立案庭、専利審判庭、著作権審判庭、商標及び不正当競争審判庭、技術調査室、総合弁公室、法警支隊
法官	13名 （院長1名、副院長2名含む（庭長は主審法官が兼務）） ⇒現在追加選考中で近日中に増員予定
法官助理	不明
技術調査官	不明（3法院中最も早い14年4月22日に庭審に参加）
新受・既済状況 <small>（設立～15年12月16日）</small>	新受： 4862件 （一審2820件、二審2035件、再審7件／ 民事4843件 ，行政19件） 既済：3238件 （一審1317件、二審1914件、再審7件）
特徴・ピックス	<ul style="list-style-type: none">➤ 3法院中、民事事件数最多➤ 権利種別では専利関連事件の比率が高い （専利2593件、商標344件、著作権937件）➤ 他法院に比べて渉外案件少ない（新受4862件中187件（3.8%））

5. 実務への提言

- 知識産権法院設立後、余り時間が経過していない現段階においては、訴訟手続き上の変化や審理期間の変化は顕在化していない。よって、訴訟に対する準備や基本姿勢について、現段階では従来と大きく変えるべきところは未だ見受けられない。
- 但し、北京知識産権法院に最高人民法院知識産権案例指導研究（北京）基地が設立され、判決文への判例引用や当事者による判例に基づく主張が推奨されるようになってきている。したがって、今後は従来以上に判例の調査研究に尽力し、判例（特に上級審判例）を活用した主張を検討すべきであると考えられる。
- 今後は、法官助理が、口頭審理前の争点整理や口頭審理後の判決文のドラフト作成を行い、審理全般に関与することから、法官助理の心証も訴訟に影響を及ぼすことが予想される。また、口頭審理においては争点に絞った弁論がなされるようになることから、口頭審理において十分な主張を尽くすために口頭弁論前の法官助理との手続きが重要になると思われる。したがって、法官助理との手続きを重視し、万全を期すように対応すべきである。
- 技術調査官制度は未だ黎明期にあり、今後どのように整備され、実質的に機能していくかは現段階では予測が難しい。また、他の技術事実調査認定手段である技術専門家制度等も同様な状況である。したがって、これらの制度の実情（実務へ如何なる影響を及ぼすか）について、今後タイミングを見て動向を確認していくことが望ましい。

6. 積み残された課題

- 広州知識産権法院の調査
訪問が実現しておらず、依然詳細が不明のままである。
適切な時期に中国IPG全体会合講演会への法官招聘等により法院との交流を図り、法院の状況を会員企業が知る機会が得られるようにすることが望ましい。
同様に北京・上海についても定期的な交流を図り、法院関連情報をアップデートする機会が得られるようにすることが望ましい。
- 「法官助理制度」「技術調査官制度」等の新規制度の実務に及ぼす影響の調査
「法官助理」及び「技術調査官」の機能については理解できたものの、制度が黎明期にあり実務に及ぼす影響は未だ判然としない。
また、「技術調査官制度」の他に技術事実調査手段として新設された「技術専門家制度」についても同様に、如何に機能するのか、新設された技術事実調査手段が「技術鑑定」等の既存の技術事実調査手段と如何に使い分けられるのか等、実務に及ぼす影響は未だ不明である。
したがって、適切な時期に、実務との関係においてこれらの制度の影響や、当事者として取るべき対応について、把握することが望ましい。
- 最高人民法院知識産権案例指導研究（北京）基地の動向監視
今後の訴訟戦術策定には、基地から発信される情報を解析していくことが重要と思われる。よって、継続的に動向を監視することが望ましい。